

会 員 各 位

一般社団法人 白井工業団地協議会
代 表 理 事 野 水 俊 夫

小型移動式クレーン運転技能講習のご案内

当協議会では従業員の資質向上及び労働災害等をなくすため、各種の技能講習会を実施しています。

小型移動式クレーンとは、吊り上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンをいいます。

この小型移動式クレーン運転の業務は、労働安全衛生法により移動式クレーン運転士免許を取得している者か、小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ従事できません。(労働安全衛生法第 61 条第 1 項・第 2 項、労働安全衛生法施行令第 20 条第 7 号、労働安全衛生規則第 41 条、クレーン等安全規則第 68 条)

当協議会では(一社)日本クレーン協会千葉支部のご協力を得て、「小型移動式クレーン運転技能講習」を実施することとしました。

この機会に是非、受講されるようご案内いたします。

記

1. 日 時 3月3・4日(木・金) 9:00~17:00 学 科
3月6日(日) 8:30~17:00 実 技
(各日、開始10分前にお集まりください)
2. 会 場 学 科 : 白井市公民センター(白井市中 98-17)2階 視聴覚室
実 技 : 共立輸送 株式会社(白井市中 146-1)
3. 受講資格 玉掛け技能講習を修了している者で、満18歳以上
4. 受講料 43,000円(テキスト代、3日分昼食代含む)
5. 締 切 日 2月17日(木) 16時まで
* 定員になり次第、受付を終了させていただきます。
* 10名に満たない場合は中止となりますので、ご了承ください。

6. 申込方法
- ① 別紙申込書
 - * 申込書・備考欄に「緊急連絡先」をご記入ください。
 - * 連絡のつく TEL 及び FAX 番号を必ずご記入ください。
 - ② 玉掛け技能講習修了書(コピー)
 - ③ 写真 2 枚
(3.5cm×2.5cm1枚は申込書に貼付、1枚は裏に氏名を記入)
 - ④ 受講料

◆お電話でのお申込みのうえ①～④までを添えて締切日までに協議会事務局まで、ご持参ください。

- 7.持ち物
- 学科:・筆記用具 実技:・作業服
- ・ヘルメット
 - ・安全靴
 - ・手袋

8. その他 ～ 外国人の受講について ～

- ① 日常会話ができ、意思の疎通ができること。
 - ② ひらがな・カタカナの読み書きができること。
- と、させて頂いておりますが、場合によっては上記以外に条件が追加される場合もあります。
- 事前に協議会事務局までご相談ください。

***** 注意事項 *****

- ◎ 講習会当日は時間厳守をお願いいたします。
- * 遅刻した場合、法定の講習時間数に満たないと判断され失格となる恐れがあります。



一般社団法人 白井工業団地協議会
事務局 担当:塚原
白井市中 98-17(白井市公民センター内)
TEL:047-491-022 FAX:047-491-0222